平成２８年（フ）第６６８号
千葉市緑区誉田町１丁目753番地１　レオパレスサンハイツＢ101号
債務者　中村　雅則
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６７４号
千葉市稲毛区宮野木町1655番地１　安田宮野木ガーデンハイツ119号
債務者　瀬戸宇治茂
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０７５号
愛知県半田市東天王町２丁目13番地の７
債務者　藤田　人資
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２３号
高知市曙町１丁目11番４号
債務者　佐伯　美和
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３５号
高知市南久万84番地９　めぞん太陽Ⅰ―101号室
債務者　小松多榮子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４１号
高知市横浜新町３丁目211番地　ルミナス横浜403号
債務者　島内　香代
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６１号
高知市愛宕町２丁目22番14号　愛宕コーポ202
債務者　濱田　好之
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８４号
高知市宝永町10番26号
債務者　武市　慎治
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１３号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平603番地５　メゾンフェリーチェ２―１
債務者　宮城　　緑
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２４１号
沖縄県那覇市壺屋１丁目32番９号　高嶺アパート301
債務者　野原　繁信
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２１号
三重県三重郡川越町大字北福崎421番地１　ファインコートＡ棟102
債務者　中村二三仁
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
三重県三重郡朝日町大字縄生2146番地３　サンウエイト202
債務者　小川　敬吏
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
滋賀県長浜市湖北町速水１番地15　ＮＲＹアクア102号室
債務者　天野千夏子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
兵庫県伊丹市西野８丁目３番地１　桜台ハイツ２―311号、前住所兵庫県明石市魚住町長坂寺355番地　リベール明石魚住パークスクエア902号
債務者　美容室朱夏こと　森　ちづる
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘１丁目22番８号南ひばりハイツ203
債務者　田中加津代（旧姓眞原）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
兵庫県川西市新田１丁目１番11―301号
債務者　坊木　健育
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４２０号
兵庫県尼崎市築地４丁目６番２―501号
債務者　肥髙　和也
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係